再投資等準備金の損金算入に関する明細書

 事業年度
 . . .

 又は連結
 . . .

 事業年度
 . . .

 (
 (

		I 再	投	資等	等 準	備 :	金の	損	金	算	入	に関す	⁻ る 明	細書		
設認		月	日た日	2	平	•				期	首再	投資等	準備金	の金額	7	円
	立 年						•		期繰越至	当	10年間均等益	基準事終了の再投資	事業年)日に 等準備。	度等の おける との金額	8	
										期益	10年間均等益金算入額の計算	10年間:		6算入額	9	
	E地方公共団体の指:	定を受け			平	•	•			金算入	第 同 光	上以外	の場合		10	
東	興 推 進 計 画		或 法	3					の	額		(9	計) + (10)		11	
	日本大震災復興 4条第10項の認定				平	•	•		計算		期積	立額の (4) -		全算入額	12	
当			額	4				円		期	末再	投資等 (7)-(1		の金額	13	
	期積	立							貸借			照表に言 いままで記述 第二半年 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		している の 金 額	14	
積			額	5					対照表の		差	Ē (14) -		引	15	
	立 限	度							の金額と	当				有不足額 朝の(14)))	16	
積	立 限 度	超過	額	6					の差額	当其		た差額の) + (16)	の合計額	17		
	(4) - (5)								の明細	前期以前分	前		おけ 朝の(15))	る差額	18	
		Ⅱ 再	投資	設備	事等の	特別	刂償却] [=	よる	5 償	却額	の計算	に関す	る付表	'	
産	業集積事業	きの内	容	19												
資 産 区 分	種		類	20												
	構		造	21												
	細		目	22												
	取 得 年	月	日	23												
	産業集積事業の用		年月	24												
特別償却限度額の計算	特 取 得 価 額 別 (別表十六(一)「9」、別表十六(二)「9」、 償 別表十六(三)「8」又は別表十六(五)「9」、						円				円		円		円	円
	却 普 通 償 封 基 (別表+六(一)「30」、)] 限 度 別表+六(二) [. 額 34 ₁ 、	26												
	額 (25) 一 (25) 一	」 基 準	額	27												
	準備金益金算入基準額 ((11)、(30の①)、(30の②)、 (30の③)又は(30の④))			28				(30	(30の①)			(30の②) (30の③		(30の③)		(3004)
	特別償却 ((27)と(28)のうち	限度	額	29												
特 別 償 却 限 度 額 残 額 (28) — (29)					1)			2				3		4		

別表十二(十二の二)の記載の仕方

1 再投資等準備金の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第18条の3(再投資等準備金)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第26条の3(連結法人の再投資等準備金)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける連結法人 ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を 「法人名」の括弧の中に記載してください。

(2) 「積立限度額5」には、「当期積立額4」の金額を 損金の額に算入しないで、かつ、別表四「44」又は別 表四の二付表「50」の金額を損金の額に算入して計算 した場合の当該事業年度の所得の金額又は当該連結事 業年度の連結所得の金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を記載します。

- (3) 「10年間均等益金算入額9」の分子の空欄には、当 該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載 します。
- 2 再投資設備等の特別償却による償却額の計算に関する付表

この明細書は、法人が震災特例法第18条の4第1項 《再投資設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合 又は連結法人が同法第26条の4第1項《連結法人の再投 資設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合に、別 表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六 (五)と併せて記載します。